

平成 25 年度定期監査の結果について（概要版）

1 事項

平成 25 年度定期監査の結果について
（監査対象年度 平成 24 年度）

2 監査の概要

（1）根拠及び実施時期

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 11 日から同年 10 月 11 日まで平成 25 年度定期監査を実施しました。

（2）監査の対象

平成 24 年度の予算の執行、財産の管理等が適正に処理されているかを主眼とするとともに、これに関連する事業の執行等について、「みえ県民力ビジョン」の進捗状況等も含め監査の対象としました。

（3）監査の実施個所

平成 25 年度監査は、19 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

なお、本年度は、部局横断的な監査として、みえ県民力ビジョン行動計画の第 2 編のうち、緊急課題解決 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」の進捗状況については、主担部の健康福祉部のほか、雇用経済部、農林水産部等関係部局の出席も求め、総括本監査を実施しました。

総括本監査等の実施個所数は下表のとおりです。

[監査実施箇所数]

区 分	対象箇所数	総括本監査等		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
本庁各課等	152	※1 17	※1 2	※2 152	—
地域機関	180	77	103	106	74
計	332	94	105	258	74

※1 総括本監査は部局単位で実施。

※2 総括本監査に先立つ、事務局予備監査は課単位で実施。

3 監査の結果

(1) 事業の執行等

監査の結果、事業の執行等については、是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていました。

部局等ごとの意見は59件であり、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。なお、各部局等の代表的な意見は8頁以降に記載しています。

(2) 財務等

財務等に関する監査は、抽出により行いました。是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていました。指摘した事案については、今回の監査対象箇所に限らず、概ね全ての部局等に関係するものであります。これらのほとんどは、事務処理等のチェックを十分に行えば未然に防止できると思われるものであり、金品亡失においても取り扱いに注意すれば生じなかったであろうと思われるものが多数あります。

また、本年度の監査においても、出納局の事前検査を受けていないもの、旅行に係る復命書の公文書管理システムへの未登録等、前年度にも指摘した事案が引き続き見受けられました。各部局等にあつてはこうした指摘を参考として、チェック機能を高め、財務事務の適正な執行に努められたい。

なお、財務等に関する指摘の概要は、「5 財務等監査結果の概要」に記載しています。

〔財務等に関する指摘数〕

項目	収入に関する事務	支出に関する事務	人件費に関する事務	財産管理等	事務管理体制	その他	計
指摘数	176	413	49	112	93	54	897
(参考) H24指摘数	174	360	33	※1 259	91	※2 98	1,015

※1 H24の財産管理等の指摘数には、紀伊半島大水害に係るもの及び損害額10万円未満の金品亡失を含んでいる。

※2 H24のその他の指摘数には、損害額10万円未満のもの及び職員に過失のない交通事故を含んでいる。

4 監査結果の意見に対する改善状況の把握

定期監査結果の意見については、25年度末現在の取組状況について各部局等から報告を求め、改善状況を把握するとともに、引き続き、26年度の定期監査で検証、確認していきます。

5 財務等監査結果の概要

(1) 収入に関する事務

①収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、約127億6,704万円（対前年度比97.7%）と前年度に比べ約3億628万円減少している。

企業会計の収入未済額は約4,450万円（同32.3%）となっている。この減少の主な要因は、平成24年度から総合医療センターが地方独立行政法人化したことによる診療費自己負担金の減である。なお、こころの医療センター、一志病院、志摩病院の収入未済額は、平成23年度に比べ、約611万円減少している。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 〔平成24年度 発生分〕	過年度 〔平成23年度 以前発生分〕	計
総務部	県税	1,800,362,355	4,269,133,252	6,069,495,607
	県税加算金	15,895,433	16,903,766	32,799,199
	小計	1,816,257,788	4,286,037,018	6,102,294,806
健康福祉部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	42,928,565	368,824,484	411,753,049
	生活保護費返還金	7,068,301	81,945,137	89,013,438
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	8,053,000	57,430,326	65,483,326
	児童措置費負担金等	10,164,824	57,993,145	68,157,969
	児童扶養手当返還金	1,028,690	13,384,801	14,413,491
	その他	1,327,799	4,789,012	6,116,811
	小計	70,571,179	584,366,905	654,938,084
環境生活部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	141,743,840	2,074,692,239	2,216,436,079
	委託料不正受給に係る返還金等	13,170,219	—	13,170,219
	その他	—	30,455,030	30,455,030
	小計	154,914,059	2,105,147,269	2,260,061,328
地域連携部	財産処分制限に係る補助金返還金	11,084,176	—	11,084,176
	小計	11,084,176	—	11,084,176
農林水産部	林業改善資金貸付金元利収入等	360,000	20,698,718	21,058,718
	農業改良資金償還金収入等	—	45,319,617	45,319,617
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	—	29,576,711	29,576,711
	旧三重県中央卸売市場施設使用料等	—	5,829,708	5,829,708
	測量談合に係る弁償金	—	42,537,752	42,537,752
	委託料不正受給に係る返還金等	17,015,600	—	17,015,600
	その他	—	1,105,722	1,105,722
	小計	17,375,600	145,068,228	162,443,828
雇用経済部	県営サンアリーナ使用料	—	5,396,466	5,396,466
	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	77,697,917	3,234,341,581	3,312,039,498
	その他	300,000	41,666,292	41,966,292
	小計	77,997,917	3,281,404,339	3,359,402,256
県土整備部	測量談合に係る弁償金	—	52,535,039	52,535,039
	公営住宅使用料	1,081,730	9,023,177	10,104,907
	弁償金（公営住宅関係）	917,156	7,568,729	8,485,885
	道路・河川・海岸等使用料	363,539	1,125,422	1,488,961
	岸壁荷揚場その他使用料	6,625	3,305,637	3,312,262
	道路・海岸管理費負担金	—	2,669,130	2,669,130
	その他	200,394	8,663,639	8,864,033
	小計	2,569,444	84,890,773	87,460,217

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 〔平成24年度〕 発生分	過年度 〔平成23年度〕 以前発生分	計
出 納 局	模造品トナー納入に係る弁償金	—	6,520,000	6,520,000
	小 計	—	6,520,000	6,520,000
教 育 委 員 会 事 務 局	高等学校授業料	29,700	1,944,850	1,974,550
	高等学校等修学奨学金返還金等	19,624,781	57,878,401	77,503,182
	恩給及び退職年金返還金	—	9,671,911	9,671,911
	その他	685,675	677,232	1,362,907
	小 計	20,340,156	70,172,394	90,512,550
警 察 本 部	放置駐車違反金	4,174,000	25,727,000	29,901,000
	その他	2,423,152	—	2,423,152
	小 計	6,597,152	25,727,000	32,324,152
合 計		2,177,707,471	10,589,333,926	12,767,041,397
(参考) 平成23年度合計		2,312,506,739	10,760,818,593	13,073,325,332

[企業会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	平成24年度末未収金
企業庁	工業用水道料金	636,300
	その他	12,423
	小 計	648,723
病院事業庁	診療費自己負担金	43,849,352
	小 計	43,849,352
合 計		44,498,075
(参考) 平成23年度合計		137,899,097

②収入事務

収入事務について、調定や収納等の事務手続き等を中心に監査を実施した。

その結果、現金納付された手数料等の銀行への収納遅延等、現金収納事務に関する指摘が19、収入証紙の消印漏れ等、証紙事務に関する指摘が15、徴収誤りによる過誤納金返還等、歳入戻出に関する指摘が10など、改善を要する指摘は合計82（前年度74）となった。

(2) 支出に関する事務

①業務委託

業務委託契約について、随意契約理由や履行確認手続き等を中心に468件(特命随意契約283件、庁舎清掃等の施設維持管理の委託契約等185件)を抽出し、監査を実施した。

その結果、167件の業務委託契約について、出納局事前検査に関する指摘が37、個人情報保護に関する指摘が26、予定価格に関する指摘が21など、改善を要する指摘は合計258（前年度158）となった。(複数の指摘をした委託契約があるため、指摘数の合計は指摘した契約件数を上回っている。)

業務委託契約の監査結果

[改善を要する事務処理の指摘数]

箇所名	監査件数	指摘のある契約件数	契約手続				個人情報保護規定に関するもの(*4)	履行確認に関するもの(*5)	その他(*6)	指摘計
			随意契約理由に関するもの(*1)	予定価格に関するもの(*2)	出納局事前検査に関するもの	その他(*3)				
防災対策部	4	0							0	
戦略企画部	7	0							0	
総務部	27	7		1	1	6			8	
健康福祉部	54	20	1	8	12	15	2	3	41	
環境生活部	29	8			4	8	2	1	15	
地域連携部	16	3			2		1		3	
農林水産部	51	17		1	1	10	7	2	21	
雇用経済部	19	9			4	9	3		16	
県土整備部	37	14			2	15	1		18	
企業庁	15	4				4			4	
病院事業庁	12	9				18	1	3	22	
議会事務局	4	3				1		2	3	
教育委員会事務局	151	66	1	11	11	61	9	4	99	
警察本部	31	6				4		2	7	
その他	11	1				1			1	
合計	468	167	2	21	37	152	26	17	258	

(注) 部局には関係地域機関を含む。

<出納局事前検査の対象>

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に規定する随意契約により調達（ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く）する、予定価格（税込）若しくは執行予定額（税込）が10万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等

<改善を要する事務処理の主な事例>

- (*1) 執行伺いに随意契約理由が記載されていない。等
- (*2) 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。予定価格が設定されていない。等
- (*3) 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていない。等
- (*4) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていない。契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていない。等
- (*5) 業務完了報告書が提出されていない。履行確認の記録がなかった。等
- (*6) 一般廃棄物等の実排出量の把握が行われておらず、契約変更の検討がされていない。等

②国補工事、県単工事、調査・設計等

国補工事、県単工事、調査・設計等について、契約事務や進捗管理等を中心に 107 件を抽出し監査を実施した。

その結果、54 件の国補工事等について、工事カルテ等の登録遅延、設計書へのリサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」、「使用検討チェックリスト（個別表）」の添付漏れ等、事務手続きに関する指摘が 44、工期の算出根拠が整理されていなかった等、当初設計に関する指摘が 27 など、改善を要する指摘は合計 74（前年度 65）となった。（複数の指摘をした工事等があるため、指摘数の合計は指摘した契約件数を上回っている。）

③旅費

旅費について、旅行命令、精算手続き、復命書の有無等を中心に 414 件（海外出張 13 件を含む）を抽出し監査を実施した。

その結果、復命書の記載内容が不十分だったものや、件名等が総合文書管理システムに登録されていないもの等、復命書に関する指摘が 37 など、改善を要する指摘は合計 41（前年度 108）となった。

(3) 人件費

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当について、認定事務や事後確認等が適正に行われているかなどを中心に監査を実施した。

その結果、手当の認定に必要な書類の未添付や通勤経路の認定誤り等、認定・算定誤りに関する指摘が 39、事後確認に必要な書類の未添付など認定済み手当の事後確認に関する指摘が 5 など、改善を要する指摘は合計 49（前年度 33）となった。

(4) 財産管理等の状況

①金品亡失

県有物品の損傷や紛失に係る金品亡失について、平成 24 年度の発生状況は下表のとおりである。

なお、下表には、物品では、損害額が 10 万円未満のもの及び、明らかに職員に過失がない場合は除いている。ただし、郵券証紙等の現金に準ずるものは、職員の過失の有無、金額に関係なく記載している。

また、本報告書においては、交通事故により公用車を損傷したものについては、「(6) 交通事故」の項に記載している。

[金品亡失の状況]

(単位：件)

内 容	知事部局等	企業庁	病院事業庁	計
公用車の損傷	6(1)	1		7(1)
パソコンの損傷	6			6
その他物品の損傷				—
郵券証紙類の紛失・盗難	1			1
合 計	13(1)	1	—	14(1)
(参考)平成 23 年度合計	21(1)	—	—	21(1)

※ 知事部局等とは、知事部局以外に、警察本部、各種委員会等を含む。

※ 表中()内の数字は、公用車損傷に区分した船舶損傷件数で内数。

※ 平成 23 年度の数値は紀伊半島大水害によるものは除いている。

(5) 事務管理体制

事務管理体制について、内部チェック体制等を中心に監査を実施した。

その結果、支払額や支払先の誤り等、歳出入に関する指摘が 24、積算誤り等による入札中止に関する指摘が 19、支出科目の誤り等、事務処理誤りに関する指摘が 16 など、改善を要する指摘は合計 93（前年度 91）となった。

(6) 交通事故

職員による公用車での交通事故について、平成 24 年度の発生状況は下表のとおりである。

なお、下表からは、修理費等の損害額が 10 万円未満のものは除いているが、人身事故を伴うものは記載している。

また、本報告書においては、公用車駐車場での入出庫の際に公用車を損傷し、修繕費が 10 万円以上のものは「(4) ①金品亡失」の項に記載している。

[交通事故の状況]

(単位：件)

内 容	知事部局等	企業庁	病院事業庁	計
自損事故	15	1		16
物損事故	17	2		19
人身事故	1			1
人身・物損事故	2			2
合 計	35	3	—	38
(参考)平成 23 年度合計	42	1	1	44

※ 知事部局等とは、知事部局以外に、警察本部、各種委員会等を含む。

【事業の執行に関する主な意見】

防災対策部

1 地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進

三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の抜本的な見直しや、見直し後の地域防災計画（地震・津波対策編）を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定について検討、順次着手しているところである。また、地域防災計画（風水害等対策編）については、近年、全国的に、局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している状況も踏まえた見直しに向け準備を進めているところである。

各計画の見直しや策定にあたっては、これまでの大災害や、緊急かつ集中的に取り組むべき対策として実施された「三重県緊急地震対策行動計画」で明らかとなった課題及び問題点を踏まえ、国の方針及び調査結果、並びに「防災・減災対策検討会議」での審議内容及び関係機関等の意見などを参考に、それぞれの計画の整合性も図りながら、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれない。

2 「協創」による地域防災力の向上

三重県においては、自主防災組織の組織率は高いものの、組織の活性化や質的な向上が課題とされている。地域防災力を高めるためには、「防災の日常化」の定着を図ることが大切であることから、市町、地域防災総合事務所・地域活性化局及び防災人材とも十分連携し、平成24年度に構築した「津波避難に関する三重県モデル」や改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開などを効果的に行うことで、地域における自主的な防災活動や実践的な訓練などの取組を一層推進し、地域防災力の向上を図りたい。

戦略企画部

1 「みえ県民カビジョン」の推進及び進行管理

県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値70.0%に対し、実績値48.2%、活動指標である「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値80.0%に対し、実績値60.9%、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値80.0%に対し、実績値50.0%となっている。「『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き各部局に必要な支援や助言を行うなど進行管理に努められない。

また、それぞれの目標値がプロジェクト等の成果として県民により実感されるものとなるよう努めるとともに、法令の改正等社会状況が大きく変化する場合には、目標値の見直しについて柔軟に対応することも検討されたい。

2 効果的な広聴広報機能の推進

情報入手手段が多様化する中で、適時適切に広く情報発信を行うため、「県政だより みえ」のテレビのデータ放送への移行が検討されている。

今後も、県政情報がより効率的かつ効果的に一人でも多くの人に伝えられるよう、試験放送の結果を十分に検証したうえで、戦略的かつ効果的な情報発信に努められない。

総務部

1 職員のコンプライアンス意識の醸成と職員服務規律の徹底

平成 24 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から大幅に増加し、10 人の知事部局職員が、港湾改修工事に係る不適正事務及び自家用自動車運転中の死亡事故等で処分されている。

これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の 1 つである。

県民の信頼を確保する観点から、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、職員研修の強化等に取り組むとともに、職員の服務規律を徹底することにより再発防止に努められたい。

2 持続可能な財政運営基盤の確立

平成 24 年度の県財政は、経常収支比率については 94.9%と前年度に比べて 2.2 ポイント改善しているが、県債の残高が引き続き増加しているため、実質公債費比率については 14.1%と前年度に比べて 0.5 ポイント悪化している。

雇用経済情勢の先行きの不透明な中、県税収入や地方交付税に多くを期待することは困難な状況であるため、今後も三重県行財政改革取組を着実に推進し、可能な限り県債発行の抑制に努めるとともに、徹底した事業の見直しや新たな収入源の開拓等による多様な財源確保策に積極的に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

3 県税及び県税以外の未収金対策

平成 24 年度における県税の収入未済額は 6,102,294,806 円（加算金を含む）であり、前年度に比べて 456,392,617 円（△7.0%）減少しているものの、依然として多額となっている。

特に、個人県民税の収入未済額が 84.3%と大きな割合を占めており、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収、地方税収確保対策連絡会議等を活用した市町の支援や個人住民税特別徴収義務者の全指定に向けて取り組んでいるが、今後も引き続き税収確保に努められたい。

また、県税以外の未収金が 6,709,244,666 円あるため、全庁的な取組の枠組みの構築を推進するための指針として平成 25 年 3 月に「三重県債権管理適正化指針」を策定したところであるので、同指針に基づいてそれぞれの事業担当部局が債権回収を強化するとともに、県全体の未収金縮減のための取組を今後もさらに推進されたい。

健康福祉部

1 がん対策の推進

がんは、昭和 56 年以降、県内における死因の第 1 位であり、今後も増加が予想されるため、がんの予防、早期発見から治療、予後に至るそれぞれの段階に応じた「がん対策」を充実させ、がんによる死亡者数の減少に努められたい。

また、がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見・早期治療が重要であることから、がんの早期発見につながる「がん検診」について、県民の意識の向上や受診しやすい環境づくりなどに取り組むことにより、受診率の向上に努められたい。

2 【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】

(就労の場の確保と適切な支援)

プロジェクトの数値目標である「県の就労支援事業により一般就労した障がい者数」については、福祉・農業・雇用・教育の各分野で就労支援に取り組んだ結果、目標値318人に対し、324人となり、前年度の311人より13人(4.2%)の増となっている。

しかし、民間企業における障がい者の実雇用率は1.57%であり、前年より0.06ポイント改善したものの、全国平均の1.69%に達せず、全国45位である。さらに、民間企業における法定雇用率が平成25年4月に1.8%から2.0%へ改定されたことから、引き続き、関係部局や国、市町とも連携を図りながら、障がい者の就労促進に取り組まれない。

環境生活部

1 「協創」による博物館づくりと文化交流ゾーンの形成

平成26年春に開館する新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念に掲げていることから、県民との「協創」により魅力的な博物館となるよう努められない。

また、新県立博物館の整備を契機として三重県の文化の中核的な拠点となる文化交流ゾーンの各施設(図書館、博物館、美術館及び三重県総合文化センター)が連携し、より多くの県民が多様な文化活動にふれ親しみ参画する場となるよう努められない。

2 温室効果ガス排出削減の推進

「大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率」が、平成24年度目標値+0.6%以下に対し、実績値は+1.9%となっている。

温室効果ガス排出量の約6割が産業部門から排出されることから、地球温暖化対策計画書や環境マネジメントシステムの普及を推進し、自主的な排出削減の取組を引き続き促進されたい。また、産業部門のみならず、多様な主体による自主的かつ積極的な取組が展開されるよう、情報提供等による啓発を図るとともに、総合的かつ計画的な対策を推進されたい。

地域連携部

1 競技力の向上

平成24年の「国民体育大会の男女総合成績」は38位となっている。

今後、平成33年に本県で開催する国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向け、トップアスリートの強化やジュニア競技者の育成・強化、学校運動部や企業チーム等への活動支援、指導者の養成等に計画的に取り組む、競技力の向上に努められない。

2 熊野古道を中心とした集客交流

紀伊半島大水害で減少した「熊野古道の来訪者数」は、平成24年度には274千人まで回復してきたが、最も来訪者の多かった平成22年度の285千人を下回っている。

平成25年度は式年遷宮の他、東紀州地域には一部を除き高速道路が延伸され、平成26年度は世界遺産登録10周年を迎えることから、県観光・国際局とも連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点施設を活用した古道を核とする集客交流を進められない。

農林水産部

1 農業の振興

農業及び農村を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足などが進行する中、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）問題などにより、ますます厳しくなることが予想される。

こうしたことから、「もうかる農業」を推進するためには、消費者ニーズを踏まえた新商品・新品種の開発、既存品種の改良や生産技術の開発・改良による高品質化・多収量化、生産・輸送コスト等の低減、六次産業化、国内外への販路拡大等について戦略的に取り組む必要がある。

このため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画及び行動計画」の的確な進行管理を行い、みえフードイノベーションの形成等を通じて「もうかる農業」の実現に努められたい。

2 効果的な獣害対策

野生鳥獣による農林水産被害額は、依然として深刻な状態となっており、より一層、重点的な取組が必要となっている。

今後も、「被害対策」、「生息管理」、「獣肉の利活用」の3つの柱を総合的、計画的に推進し、市町や関係団体等と連携した地域ぐるみの効果的な獣害対策を展開されたい。

雇用経済部

1 三重テラスを活用した営業活動

首都圏での三重県の知名度向上や観光客誘致等の営業活動の拠点となる「三重テラス」が平成25年9月末に開設された。当該施設を核として、本県の魅力を戦略的に情報発信するとともに、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげられるよう、効果的かつ有効的な営業活動を展開されたい。また、成果指標や活動指標を作成するなど、運営状況を的確に把握できる仕組みを検討されたい。

2 観光誘客の促進

県内への観光入込客数は、伊勢神宮の式年遷宮等により、順調に推移しているが、遷宮後も観光客数が維持され、観光消費額を伸ばす方策等を検討されたい。

また、地域の特色を生かした周遊ルートの設定や魅力ある観光地の形成に努めるとともに、“おもてなし”の向上、海外からの来訪者に対しても受入体制の充実なども図り、国内外からの観光誘客に取り組まれたい。

県土整備部

1 公共土木施設の着実な維持管理の推進

平成24年12月に中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下事故が発生するなど、公共土木施設の老朽化が懸念される状況にある。

道路構造物、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設等について緊急点検を実施しているところであるが、引き続き、計画的に点検を実施するとともに、必要な箇所については早期の修繕を行うなど、安全・安心の確保に努められたい。

また、トンネル、横断歩道橋、河川の大規模構造物、臨港道路の橋梁について、予防保全的な観点から、長寿命化計画策定を予定しているが、早期策定に向け、的確に対応されたい。

2 河川の堆積土砂対策

洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積土砂撤去を積極的に推進しているところであるが、平成 23 年の紀伊半島大水害など度重なる豪雨により平成 23 年度末には、堆積土砂総量は約 210 万 m^3 となった。引き続き、土砂撤去に努めるとともに、河川堆積土砂の状況や撤去箇所の情報を市町と共有する仕組みづくりについても的確に進められたい。

出納局

1 会計事務の支援

会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいるところであるが、契約や支出関係の事務等を中心に、依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。

このような状況を踏まえ、引き続き、会計事務に関する相談や検査、研修を強化することにより、会計事務担当職員の能力向上を図られたい。また、各所属においては会計事務担当職員が減少し、所属単位での人材育成が困難な状況にあることから、各所属の状況に応じた OJT 研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。

企業庁

1 水力発電事業の円滑な譲渡

水力発電事業については、平成 25 年 2 月に譲渡先である中部電力株式会社と「青蓮寺発電所及び比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結し、平成 25 年 4 月に 1 回目の譲渡が完了したところである。

残り 8 発電所の譲渡に伴う諸課題については概ね整理されつつあるが、円滑な譲渡に向け、引き続き計画的に対応されたい。

また、水力発電事業に従事している技術職員の譲渡後の人事配置や職務について、関係部局と十分協議するとともに、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が確実かつ適切に行えるよう準備されたい。

病院事業庁

1 平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等

平成 24 年度の病院事業会計の収益的収支は、約 2 億 1,644 万円の赤字（純損失）であるものの、前年度に比べ約 27 億 3,057 万円収支が改善している。これは、平成 23 年度は総合医療センターの独立行政法人化に伴う一過性の要因（資本剰余金の病院間貸借の解消に伴う特別損失約 27 億 9,261 万円）があったことによるものである。

平成 24 年度末の正味運転資本（内部留保資金）は、前年度（総合医療センターの約 27 億 1,918 万円を除くと約 7 億 7,019 万円）より約 3 億 3,074 万円増加し、約 11 億 93 万円（流動資産約 14 億 9,361 万円から流動負債約 3 億 9,269 万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約 9 億 7,357 万円）となっている。

病院事業庁では、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため「三重県病院事業 中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」を新たに策定したところであり、各年度における成果目標等の進行管理を的確に行うことにより、計画の着実な推進を図られたい。

また、病院事業全体では、多額の累積欠損金が生じているなど厳しい状況が続いている。このため、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、国、県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、引き続き経営の健全化を図られたい。

教育委員会事務局

1 学力及び体力の向上

平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均を下回る状況が続いている。平成 25 年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語 A については、都道府県別にみると、いずれも全国 40 位以下となっている。

このため、当該調査結果を分析し、課題等を整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、他県の先進的な取組等も参考にしながら、教員の授業力の向上を図るとともに、子どもたちに学習意欲や学習習慣を身につけさせることで、学力の定着と向上に具体的かつ早急に取り組まされたい。

また、体力についても、全国調査では、学力と同じく全国平均を下回る状況となっていることから、今後も学校体育活動をさらに充実させるなど、運動機会の拡充を図ることで子どもたちの体力の向上に取り組まされたい。

2 いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進

平成 24 年度の不登校児童生徒数は※2,527 人（前年度:2,504 人）、暴力行為については※775 件（前年度:785 件）となっており、大幅な増減はないものの、いじめの認知件数は平成 24 年 9 月の緊急調査時点で 1,266 件と年度前半の件数でありながら、平成 23 年度の年間件数 245 件を大きく上回っている。（※：平成 24 年度速報値）

今後は、より一層、子どもの問題行動の実態把握、未然防止、早期発見、早期対応といった学校の対応力の向上や、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、安心して学べる環境づくりを推進されたい。

3 体罰の禁止

運動部活動や生徒指導に関わる体罰が社会問題となっている中、平成 24 年度に行った本県の公立学校における体罰に係る実態調査においては、393 件の体罰事案があった。

学校教育における体罰は、学校教育法で禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、教員及び部活動指導者に対し体罰禁止を徹底されたい。

警察本部

1 犯罪の抑止と検挙率の向上

平成 24 年の刑法犯認知件数は 21,493 件で、前年と比べて 722 件減少したものの、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たない状況である。一方、同年の検挙率は 25.5%で、全国ワースト 2 位となっている。

県民が「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、今後より一層、地域や関係機関との連携等による犯罪抑止対策を推進するとともに、検挙率の向上に取り組まされたい。